

岩手県企業局管理規程第3号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事業所の組織及び分掌事務)	(事業所の組織及び分掌事務)
<p>第3条 発電に関する業務、発電施設の維持保全及び発電所の建設工事（業務課の所掌に属するものを除く。）に関する事務を分掌させるために施設総合管理所を、発電施設（施設総合管理所の所管施設を除く。）及び工業用水道施設の維持保全に関する事務を分掌させるために県南施設管理所を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 県南施設管理所に次の課を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 県南施設管理所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 工業用水道及びその附属施設的设计、施工及びこれらの工事の監督に関すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>第3条 発電に関する業務、発電施設（<u>県南施設管理所の所管施設を除く。</u>）の維持保全及び発電所の建設工事（業務課の所掌に属するものを除く。）に関する事務を分掌させるために施設総合管理所を、発電施設（施設総合管理所の所管施設を除く。）及び工業用水道施設の維持保全並びに<u>工業用水道施設の建設工事（業務課の所掌に属するものを除く。）</u>に関する事務を分掌させるために県南施設管理所を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 県南施設管理所に次の課<u>及び室</u>を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 浄水場建設室</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 県南施設管理所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 工業用水道及びその附属施設的设计、施工及びこれらの工事の監督に関すること（<u>業務課の所掌に関するものを除く。</u>）。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(企業局企業職員給与規程の一部改正)

2 企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(給料の特別調整額)	(給料の特別調整額)												
<p>第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">職</th> <th style="width: 30%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長 施設総合管理所室長</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職	区 分	[略]		課長 施設総合管理所室長	[略]	<p>第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">職</th> <th style="width: 30%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長 施設総合管理所室長 <u>県南施設管理</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職	区 分	[略]		課長 施設総合管理所室長 <u>県南施設管理</u>	[略]
職	区 分												
[略]													
課長 施設総合管理所室長	[略]												
職	区 分												
[略]													
課長 施設総合管理所室長 <u>県南施設管理</u>	[略]												

[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>所室長</u></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	<u>所室長</u>		[略]	
<u>所室長</u>					
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局代決専決規程の一部改正)

3 企業局代決専決規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の室長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所の室長及び課長並びに県南施設管理所の課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>	<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の室長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所の室長及び課長並びに県南施設管理所の<u>室長</u>、課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局電気工作物保安規程の一部改正)

4 企業局電気工作物保安規程（昭和61年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">監督範囲</th> <th style="width: 75%;">選任の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>[略]</td> <td>県南施設管理所の長、課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	監督範囲	選任の対象	電気主任技術者	[略]	県南施設管理所の長、課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者	[略]			<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">監督範囲</th> <th style="width: 75%;">選任の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>[略]</td> <td>県南施設管理所の長、<u>室長</u>、課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	監督範囲	選任の対象	電気主任技術者	[略]	県南施設管理所の長、 <u>室長</u> 、課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者	[略]		
区 分	監督範囲	選任の対象																	
電気主任技術者	[略]	県南施設管理所の長、課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者																	
[略]																			
区 分	監督範囲	選任の対象																	
電気主任技術者	[略]	県南施設管理所の長、 <u>室長</u> 、課長、主任主査若しくは主査又はこれらに準ずる職にある者																	
[略]																			

備考 改正部分は、下線の部分である。